

## キルギスへの入国措置について追加のご連絡

令和2年10月2日

●9月29日付けの領事メール「キルギスへの外国人入国措置について」にて皆様にお知らせしたとおり、キルギス政府（外務省）は、陸路は9月26日から、空路は10月5日からキルギスへ入国する外国籍者及び無国籍者に対して新たな施策を既に発表しております。（※1）

●本発表に加え、8月20日以降状況が流動的（※2）でありましたが、日本人のキルギスへの入国について、8月24日に「日本の国籍を有する者の入国を認める。」旨を正式に発表している点を追加情報としてお知らせします。

●キルギスに入国される方は、未だ状況は流動的ですので、常に最新の情報を確認してください。

※1 参照 URL： <https://www.kg.emb-japan.go.jp/information/nyuukokusochi.pdf>

※2 参照 URL： <https://www.kg.emb-japan.go.jp/files/100086010.pdf>

### 【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051      FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>